

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年5月20日

分任契約担当官

陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大西 隆也

（公印省略）

1 工事概要

- (1) 工事名 信太山（8）162号建物空調用電源改修工事
- (2) 工事場所 大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。  
陸上自衛隊信太山駐屯地内の建物空調用電源改修工事
- (4) 工期 契約締結日～令和9年3月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」のいずれかで、級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「電気工事又はその類似工事」を施工した実績を有すること。  
（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定

点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 二級電気工事施工管理技士又は電気工事関係同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊が発注した「建築一式工事」又は「電気工事」のうち令和3年度以降令和7年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(12) 近畿中部防衛局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県）に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

(15) 業務従事者若しくは、親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地  
陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊  
担当 松田  
TEL 0725-41-0090 (内線449)  
FAX 0725-41-9453  
Mail ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和8年5月20日から同年7月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 交付場所

3(1)の担当部局において交付を行う。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年6月17日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

#### (4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年7月15日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月16日 午前10時30分

イ 場所 陸上自衛隊信太山駐屯地 入札室

### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

※ 押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否

落札者は落札決定後、契約書を陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出することとし、適用する特約条項として「談合等の不正防止に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

(11) 契約金額 300 万円以上の場合、希望により請負金額の 10 分の 4 以内の前金払を可とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1) に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。

(15) 本公告は、陸上自衛隊和歌山駐屯地第 398 会計隊のほか、  
陸上自衛隊信太山駐屯地第 398 会計隊八尾派遣隊、  
陸上自衛隊八尾駐屯地第 398 会計隊和歌山派遣隊  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページに掲示

## 入札説明書

陸上自衛隊信太山駐屯地の信太山（８）１６２号建物空調用電源改修工事（公告第２０号）に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和８年５月２０日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊信太山駐屯地 第３９８会計隊 大西 隆也  
〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

3 工事概要

(1) 工事名

信太山（８）１６２号建物空調用電源改修工事

(2) 工事場所

大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

契約締結日～令和９年３月３１日まで

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。

- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち「電気工事又はその類似工事」を施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP））（19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと  
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
- ア 二級電気工事施工管理技士又は電気工事関係同等以上の資格を有する者であること。  
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ・二級電気工事施工管理技士の資格を有する者
  - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）  
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）（28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊が発注した「建築一式工事」又は「電気工事」のうち、令和3年度以降令和7年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、

当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合（共同企業体を含む。）の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 近畿中部防衛局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
- (15) 業務従事者若しくは、親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

## 5 担当部局

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地  
陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊  
担当 松田  
TEL 0725-41-0090（内線449）  
FAX 0725-41-9453  
Mail ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

## 6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

### ア 提出期間

令和8年5月20日から同年6月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

### イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

### ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成 21 年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第 2）」及び「配置予定の技術者（別紙第 3）」に記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を 1 件記載する。記載様式は別紙第 2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 版 1 枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記 4 (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第 4 に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第 4 に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 資格審査結果通知書の写し

有効期限内である防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを提出すること

カ 情報保全に係る履行態勢についての確認

平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第 5 の誓約書を提出し、有していない者は別紙第 6 の誓約書を提出すること。

- (4) 競争参加資格確認資料のヒアリング  
必要に応じて実施する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、令和8年6月22日まで  
に通知する。
- (6) その他
  - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 契約担当官等は提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
  - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
  - オ 申請書等に関する問い合わせ先は、上記5に同じ。

#### 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由  
について、次に従い説明を求められることができる。
  - ア 提出方法  
書面（様式は自由とする。）を上記5に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
  - イ 提出期間  
上記6(5)の通知の日から令和8年6月26日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8  
時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年7月2日までに説明を求めた者に  
対し、書面により回答する。

#### 8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。
  - ア 提出方法  
書面（様式は自由とする。）を上記5に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
  - イ 提出期間  
令和8年5月20日から令和8年6月28日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8  
時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。郵送等による場合は令和8年  
6月28日午後5時必着
- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年6月29日から同年7月6日まで（行政機関の休日を除  
く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）、上記5  
において閲覧に供する。

#### 9 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等
  - ア 提出期間  
令和8年7月15日午後5時まで
  - イ 提出場所  
上記5に同じ。

## ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに、これらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

## 11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

### (2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記9(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記9(1)イに同じ。

ウ 提出方法

上記9(1)ウを参照

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。  
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年7月16日 午前10時30分

イ 開札場所 陸上自衛隊信太山駐屯地 入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、令和8年7月23日 午前10時30分から実施する。

## 13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

#### 14 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

#### 16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊信太山駐屯地で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。  
また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前払金等

契約金額が 300 万円以上の場合、希望により請負金額の 10 分の 4 以内の前金払を可とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金の 10 分の 2 以内とする。

21 火災保険付保の要否

要

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は 7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 1 0 日から同年 7 月 2 3 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5 に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ。

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は 6 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 代表者以外のもが入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること

(6) 同等品で入札を行おうとする場合には同等品確認判定依頼書を提出して契約担当官の承認を得た後に入札に参加すること

1 未提出であると認められる 場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている 場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある 場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

## 一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大西隆也 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者連絡先  
担当者氏名  
担当者連絡先

令和8年5月20日付けで入札公告のありました信太山(8)162号建物空調用電源改修工事(公告第20号)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4(10)、(11)の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面  
(工程表の提出を求める場合のみ)

以上

注2) 4項は提出者のみ記載してください。

## 同種の工事の施工実績

会社名 \_\_\_\_\_

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使 用 機 材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号 ) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。  
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。  
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

# 記載要領

## 同種の工事の施工実績

会社名 \_\_\_\_\_

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体/JV (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無	有 (CORINS 登録番号 ) 無	

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。  
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。  
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

## 配置予定の技術者

会社名 \_\_\_\_\_

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 ) 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
		CORINS登録の有無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

# 記載要領

## 配置予定の技術者

会社名 \_\_\_\_\_

項目		主任技術者又は監理技術者
氏名		
最終学歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 ) 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 ) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

# 工 程 表

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

## 誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大西隆也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大 西 隆 也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

## 業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者  現場代理人  担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
国籍その他文化的背景		
業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）	

注：1 不要な行は削除すること。

2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。

3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

## 取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規則	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。

2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。

3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大 西 隆 也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）

役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

## 指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

## 取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。

2 資料がある場合は、その写しを提出する。

3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

## 申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊長 大西隆也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名）

フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名）

※指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧に示した者全ての名称等を記載すること。

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

## 標準競争参加資格確認申請書作成要領

信太山（８）１６２号建物空調用電源改修工事（公告第２０号）に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各１部提出してください。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出してください。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

### 記

#### 1 一般競争参加資格確認申請書

住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請してください。

（担当者名および担当者連絡先を記載いただくことで押印の省略が可能です。なお、電子メールでの提出は押印省略の場合のみ可能です。）

#### 2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20パーセント以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載してください。

(1) 記載する工事は、平成21年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載してください。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

(2) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP））（19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付してください。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

(3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。

(4) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。

(5) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。

(6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載してください。

(7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載してください。

(8) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。

### 3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載してください。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行ってください。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）（28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載してください。  
(3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（二級電気工事施工管理技士等）を適宜記載してください。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載してください。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成21年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載してください。  
(5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付してください。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。  
(7) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。  
(8) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。  
(9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載してください。  
(10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載してください。  
(11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。  
(12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載してください。  
(13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載してください。

### 4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成してください

- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載してください。

## 5 提出場所、提出方法及び提出期間

### (1) 提出場所

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊

担当 松田

TEL 0725-41-0090 (内線449)

FAX 0725-41-9453

Mail ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

### (2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出してください。

### (3) 提出期間

令和8年5月20日から同年6月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

## 6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和8年6月22日までに書面により通知します。

## 7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求められます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年6月26日午後5時までに持参、郵送等又は電子メールにより提出してください。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

書面の提出先

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊

担当 松田

TEL 0725-41-0090 (内線449)

Mail ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (3) 説明を求められたときは、令和8年7月2日までに説明を求めた者に対して回答書面を送付します。

## 8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。

- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地  
陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊  
担当 松田

TEL 0725-41-0090 (内線449)

FAX 0725-41-9453

Mail [ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

## 標準現場説明書

### 第1 一般事項

#### 1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

#### 2 契約の保証について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、建設工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）にかかる証券を提出しなければならない。
  - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
  - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊信太山駐屯地第398 会計隊長 大西 隆也」と記載されるように申し込むこと。
  - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - エ 保証金額は、請負代金額の10分の3の金額以上とする。また、契約不適合である場合において当該契約不適合を保証する特約に係る保証金額は、請負代金額の10分の3の金額とする。
  - オ 保証期間は、工期を含むものとする。
  - カ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
  - ク 契約不適合である場合において当該契約不適合を保証する特約については、債務不履行がなく公共工事履行保証証券による保証を使用しなかった場合は、工事目的物引渡後、解約することができる。
- (2) 前号の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社等が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者（又は契約の相手方）は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

※ 電子証書等

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※ 電子証書等閲覧サービス

電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※ 契約情報

電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※ 認証情報

電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、契約金額が予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、建設工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

### 3 工期変更の場合における保証事業会社に対する通知について

- (1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、建設工事請負契約書第38条第4項に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。
- (2) 受注者は、前号により保証事業会社に対して通知を行ったときは、その旨を発注者に対して通知するものとする。

### 4 建設工事請負契約書案について

(1) 第1条関係（総則）

ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。

イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

(2) 第2条関係（関連工事の調整）

受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。

(3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主體的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。

(4) 第7条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。

(5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

- ア 第1項第2号に定める者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3月以上の雇用関係にあるものをいう。
- イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- ウ 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。
- (6) 第11条関係（履行報告）
- 「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。
- (7) 第17条関係（工事用地の確保等）
- 「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
- 「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (8) 第20条関係（設計図書の変更）
- 設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。
- (9) 第21条関係（工事の中止）
- 第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。
- (10) 第27条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
- ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
- イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。
- (11) 第31条関係（不可抗力による損害）
- ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- イ 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。
- (12) 第37条関係（前金払）
- ア 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上の上工事については、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時まで申し出るものとし、その後においては変更することはできない。

イ 中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前金払の支払を請求することができる。

ウ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（国庫債務負担行為に基づく契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、概ね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済み材料を含む。）でも2分の1（国庫債務負担行為に基づく契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上である場合に行うものとする。

エ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」と読み替えるものとする。

オ 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

(13) 第38条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

(14) 第56条関係（解除に伴う措置）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(15) 第59条関係（契約不適合責任期間等）

第1項における契約不適合責任期間の存続期間については、建設工事ごとに定めるものとし、原則として2年とする。ただし、設備機器本体等の当該期間は1年とする。

(16) 第60条関係（火災保険等）

建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて契約担当官等と協議するものとする。

ア 受注者は、火災、落雷、爆発又は破裂あるいは、台風、せん風、暴風雨の風災を原因として起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとし、保険金は原則として請負代金額とする。ただし、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。なお、受注者自ら当該保険に付加する特約等については、これをさまたげるものではない。

(ア) 解体、撤去、分解又は後片づけ工事

(イ) 建物の基礎工事及び外構工事

イ 受注者は、工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）を付保するものとする。

ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。

エ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容に基づき保険契約の変更を行わなければならない。

オ 受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。

(17) 第64条関係（あっせん又は調停）

建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。

5 指導事項について

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。

ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するものとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

ア 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、自ら雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に報告し、又は当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後40日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後1か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ。）により申し出ること。

ウ 受注者は、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- エ 建退共制度に加入していない受注者、ポイント若しくは証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な受注者は、指名等について考慮することがある。
  - オ ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
  - カ 受注者は、下請契約を締結する際は、下請負人に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係るポイント又は証紙をあわせて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。
  - キ 下請負人の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負人に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請負人においてできる限り下請負人の事務の受託に務めること。
  - ク 受注者は、機構から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
  - ケ 受注者は、建退共制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。
- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- ア 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。
  - イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
  - ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
  - エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
  - オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。
  - カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。
  - キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。
  - ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。
  - ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
  - コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (6) 分別解体等実施義務について
- 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項の規定による分別解体等を行わなければならない。
- (7) 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）
- に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。
- ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事（以下「発注工事」という。）から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、下請等として使用しないこと。

#### イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ア) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (ア)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

#### ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

(ア) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

(イ) (ア)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させるものとする。

(ウ) (ア)による指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

(エ) (ア)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

## 6 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等についての契約担当部署と調整を行うものとする。

(2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。

また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（現場代理人等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。

なお、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者は、工事等に従事する者として認めない。

## 第2 特記事項

### 1 工期の厳守について

本工事の施工に当たって、工期は契約書及び仕様書のとおりであるので工事が遅延することがないよう努めること。

- 2 本工事の施工期間、施工時間及び施工方法等は、次のとおりとする。  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、以下の期間において工事現場への専任を要しないものとする。
- ・ 本工事の契約締結日から現場施工に着手するまでの期間
  - ・ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
  - ・ 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - ・ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
  - ・ 関連する工事との工程上の関係から、工事の施工ができない期間（該当時のみ）
- 4 本工事の実施に当たっては、次の公害対策及び安全対策を取るものとする。
- (1) 低騒音型、低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。
  - (2) 必要に応じ、ほこり等を防止するため適宜散水するものとする。
  - (3) 必要に応じ、交通誘導警備員、警備員、ガードマンボックスを配置するものとする。なお、安全には十分注意するものとする。
  - (4) 必要に応じ、安全施設として視線誘導標識、安全灯等を設置するものとする。
  - (5) 墜落制止用器具の着用は、平成31年厚生労働省告示第11号による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
- 5 本工事の実施に当たっての搬入・搬出路は、現場で示すとおりとし、他の経路は使用してはならない。なお、使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合は、別途協議するものとする。
- 6 本工事から発生する廃棄物は、仕様書又は監督官が示すとおりとするが、必要により受注者の負担と責任において、産業廃棄物処理場に運搬、処分するものとする。なお、処分に先立ち、受入条件等を確認し、工事監督官に報告するものとする。
- 7 既存施設の撤去により生じた発生材は、監督官が示す場所まで運搬し、令和6年12月27日までに引き渡すものとする。
- 8 既存施設の撤去により生じる物品等は本工事において使用するものとする。なお、使用に当たっては、品質等の確認をするものとする。
- 9 本工事に使用する電気、上下水道等は、当該施設の管理者の承諾を得て、既存施設から分岐して使用することができる。なお、使用単価・方法・支払要領等は、監督官に確認すること。
- 10 本工事の施工に当たっては、建設労働者等の出入門は監督官との調整等により行うものとする。

- 11 防衛施設への立入り、仮設物の設置等に当たっては、関係機関等の定める諸規則に従うものとする。なお、特別な条件等が付された場合は、別途協議するものとする。
- 12 特記仕様書に記載された事項のほか、関係法令に基づく工事に必要な届出書類の手続は、受注者が行う。ただし、消防法に基づく危険物の申請及び建築基準法に基づく建物等の評定申請はこの限りではない。
- 13 監督官事務所の設置場所、面積、期間等は、監督官との調整によるものとする。なお、監督官事務所の水道光熱費（使用料、設置費）等は、受注者の負担とする。
- 14 本件工事の実施にあたっては、次の点に配慮することとする。
  - (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守
  - (2) 建設工事に係る法令の遵守
  - (3) 労働福祉の改善
  - (4) ダンプトラック等による過積載等の防止
  - (5) 廃棄物の不法投棄の防止

## 数量公開の説明書

### 1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

### 2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

### 3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

#### ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

#### イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成30年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

#### ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

#### エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

#### ア 建築工事








「公共建築工事内訳書標準書式（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

#### イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

# 信太山（8）162号建物空調用電源改修工事

工事件名	信太山（8）162号建物空調用電源改修工事				
図面名称	表紙			図面番号	1 / 9
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	設計者
					
電気係長					
					
作成者	陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊管理科				

陸上自衛隊仕様書

- 1 工事件名：信太山（8）162号建物空調用電源改修工事
- 2 工事場所：大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地
- 3 期 間：契約締結日～令和9年3月31日
- 4 工事概要

工事区分	工事項目	工事内容	数量	備考
電気設備工事	配管工事	硬質ビニル電線管 VE22	4.0m	
		厚鋼電線管 G70	40.0m	
		厚鋼電線管 G82	93.5m	
		波付硬質ポリエチレン管 FEP80	12.0m	
		SUSプルボックス 300×300×200mm	6個	
		SUSプルボックス 400×400×200mm	3個	
	配線工事	絶縁ケーブル VVF2.0-3C	20.0m	
		ポリエチレンケーブル CVT60mm <sup>2</sup>	220.0m	
		高圧ポリエチレンケーブル CVT38mm <sup>2</sup>	16.0m	
	接地工事	接地工事 A種	1箇所	
		接地工事 B種	1箇所	
		接地工事 D種	1箇所	
	動力設備	低圧動力盤 4回路	4面	
	受変電設備	屋外キュービクル 高圧受電盤・低圧動力盤 変圧器 3相 200V 150KVA	一式	
		高圧開閉器 200A	1台	
	架空線路工事	コンクリート柱建柱 8m	1本	
		腕金 L=1,800	2本	
		終端腕金 L=1,050	2本	
		屋外用ポリエチレンケーブル OE38mm <sup>2</sup>	60.0m	
		支線 38mm <sup>2</sup> 支線カバー付	1本	
		電柱付属品(装柱図による)	一式	

工事区分	工事項目	工事内容	数量	備考
電気設備工事	改修工事	RC壁コア抜き φ88mm 200mm	2箇所	
		RC壁コア抜き φ88mm 170mm	2箇所	
	土工事	砂利事業 RC-40	0.46 m <sup>3</sup>	
		捨てコンクリート	0.23 m <sup>3</sup>	
		コンクリート基礎	1.25 m <sup>3</sup>	
		地面掘削	4.13 m <sup>3</sup>	
		埋戻し	2.54 m <sup>3</sup>	
	撤去工事	硬質ビニル電線管撤去 VE22	20.0m	
		SUSプルボックス撤去 150×150×100mm	1個	
		絶縁ケーブル撤去 VVF2.0-3C	20.0m	
	その他工事	アスベスト調査	1検体	
産業廃棄物処分		一式		

5 一般事項

- (1) 本工事は、本仕様書、図面により施工する。本仕様書、図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の各工事共通仕様書（建築、電気設備、機械設備）及び各改修工事共通仕様書（建築、電気設備、機械設備）による。
- (2) 本工事に際して、各関係法令に基づく関係官公庁への届出が必要なものについては、請負者の責任において実施するものとする。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督官に通報するとともに監督官の指示に従うものとする。
- (4) 施工に際し、自衛隊施設へ損傷等与えた場合は、直ちに監督官に通報するとともに監督官の指示に従うものとする。
- (5) 施工中の、風紀、衛生、盗難予防等の現場管理については請負者の責任において実施する。この際、喫煙場所等については、駐屯地規則に基づき遵守するものとする。

工事件名	信太山（8）162号建物空調用電源改修工事		
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 9
作成者	陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊管理科		

- (6) 作業は、平日の0815から1700の間とし土日祝の作業は原則禁止とする。ただし、工事内容、施工状況により時間外の作業が必要な場合は、あらかじめ監督官の承諾を受け、指示に従うものとする。
- (7) 自衛隊施設からの電気、水道の使用は原則禁止とする。ただし、工事内容、施工状況により必要な場合は、あらかじめ監督官に申出て、供給契約書を締結後、使用するものとする。
- (8) 請負者は、契約後速やかに監督官と調整し、工事工程表を提出し監督官の承認のうえ施工するものとする。
- (9) 本工事に使用する材料はすべて新品とする。使用材料については事前に、監督官の承認を受けたものを使用するものとする。また、材料納入の都度、監督官の検査を受け合格品のみを使用するものとし、不合格品は速やかに場外に搬出するものとする。
- (10) 請負者は、「工事写真の撮り方改訂第2版建築設備編（建設大臣官房営繕部監修）」を参考とし、着工前・施工中・竣工写真を撮影し工事完了後速やかに監督官に提出するものとする。
- (11) 工事で発生した発生材のうち、鉄類等の有価物については、官側で引き継ぐものとし、監督官の指示する場所に運搬集積するものとする。その他の発生材については、請負者の責任において確実に処分するものとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを提出するものとする。また、建築廃棄物処分委託契約書、産業廃棄物処分業証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出するものとする。

#### 6 特記事項

- (1) 現場の納まり、取り合わせ等での軽微な変更は監督官と協議し、監督官の指示に従うものとする。
- (2) 次にあげる部分については、アスベスト含有の疑いがあるため調査を実施するものとする。

建物番号	室名	調査部分	仕上げ	整備年度	備考
162号	屋外	外壁塗装	EP塗装	H12年	

- (3) 新設する変圧器については、トップランナー変圧器とする。
- (4) 施工完了後、各種測定（電圧、電流、絶縁、接地）を実施し報告書を提出するものとする。
- (5) 高所での作業については、高所作業車（12m）を使用するものとする。
- (6) 停電を伴う作業については、基本土日祝とし、施工1ヶ月前までに停電計画書を提出し、監督官の承認をもって施工するものとする。
- (7) 建柱等に伴い発生した発生土は、埋戻しに利用する。残土については、監督官の指示に従い場内に敷き均すものとする。

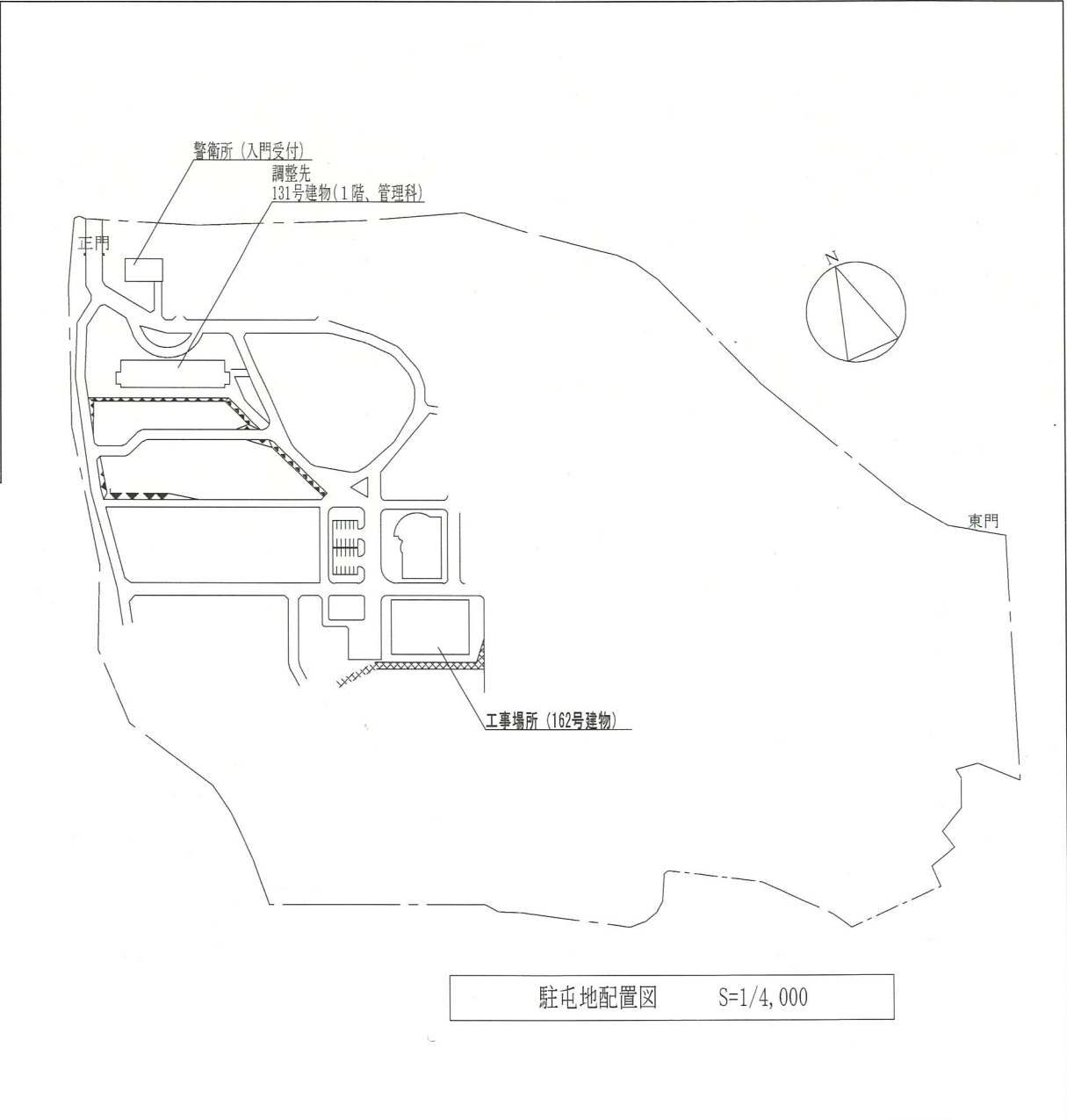
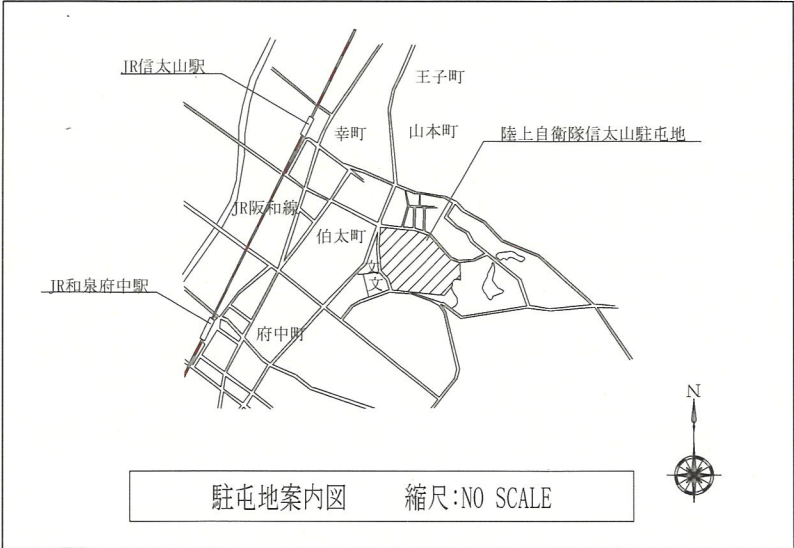
#### 7 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 現場代理人通知書
- (3) 工事打合せ簿
- (4) 着工・竣工届
- (5) 使用材料等承認願
- (6) 工事写真
- (7) 発生材調書
- (8) その他指示された書類

#### 8 完成検査

工事完成後、検査官の完成検査を受検し、合格をもって完了とする手直しが生じた場合は、手直し完了後、再検査を受検し、合格をもって完了とする。

工事件名	信太山（8）162号建物空調用電源改修工事		
図面名称	仕様書	図面番号	3/9
作成者	陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊管理科		



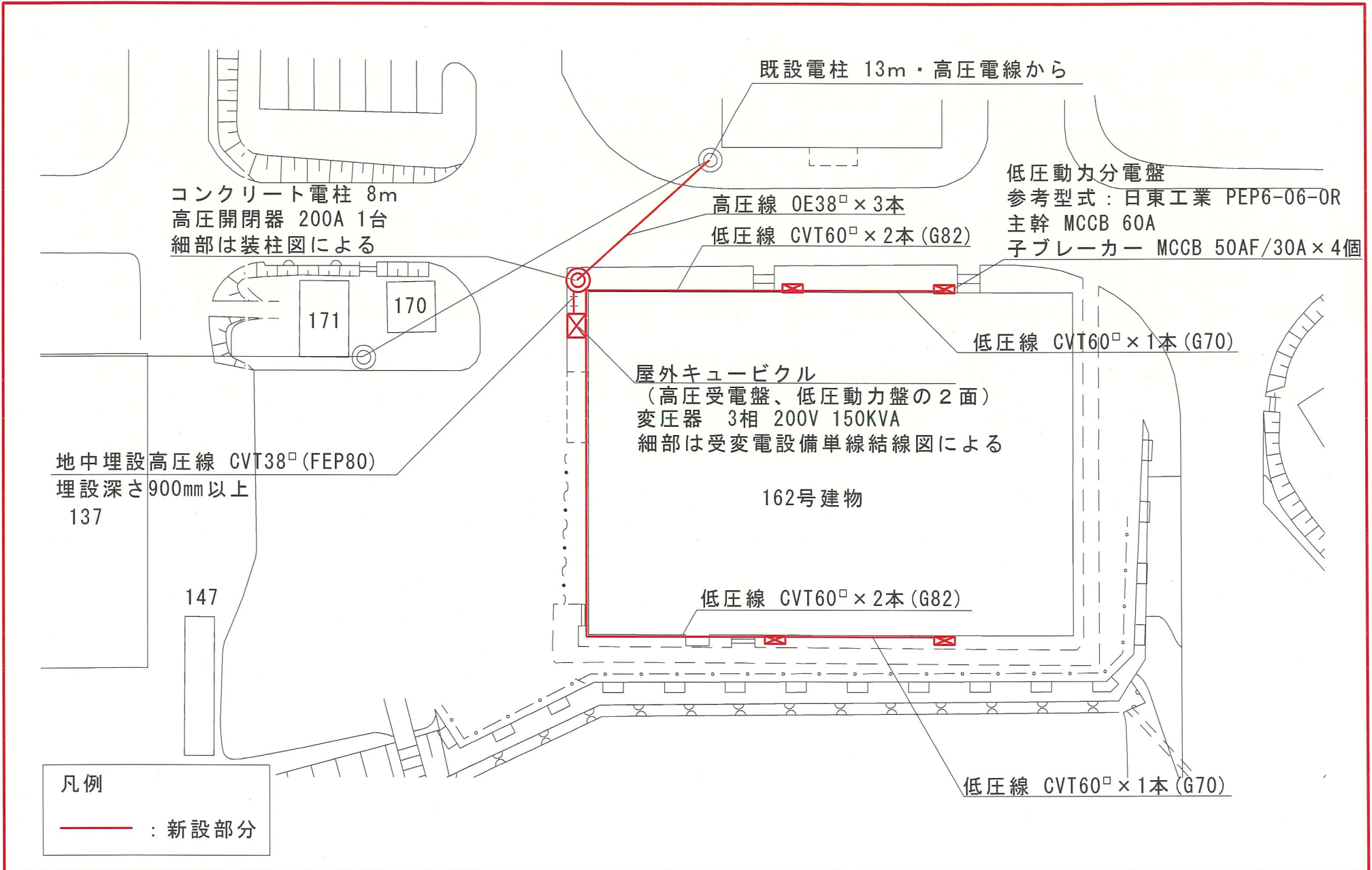
件名 信太山(8)162号建物空調用電源改修工事

図面名称 案内図・配置図

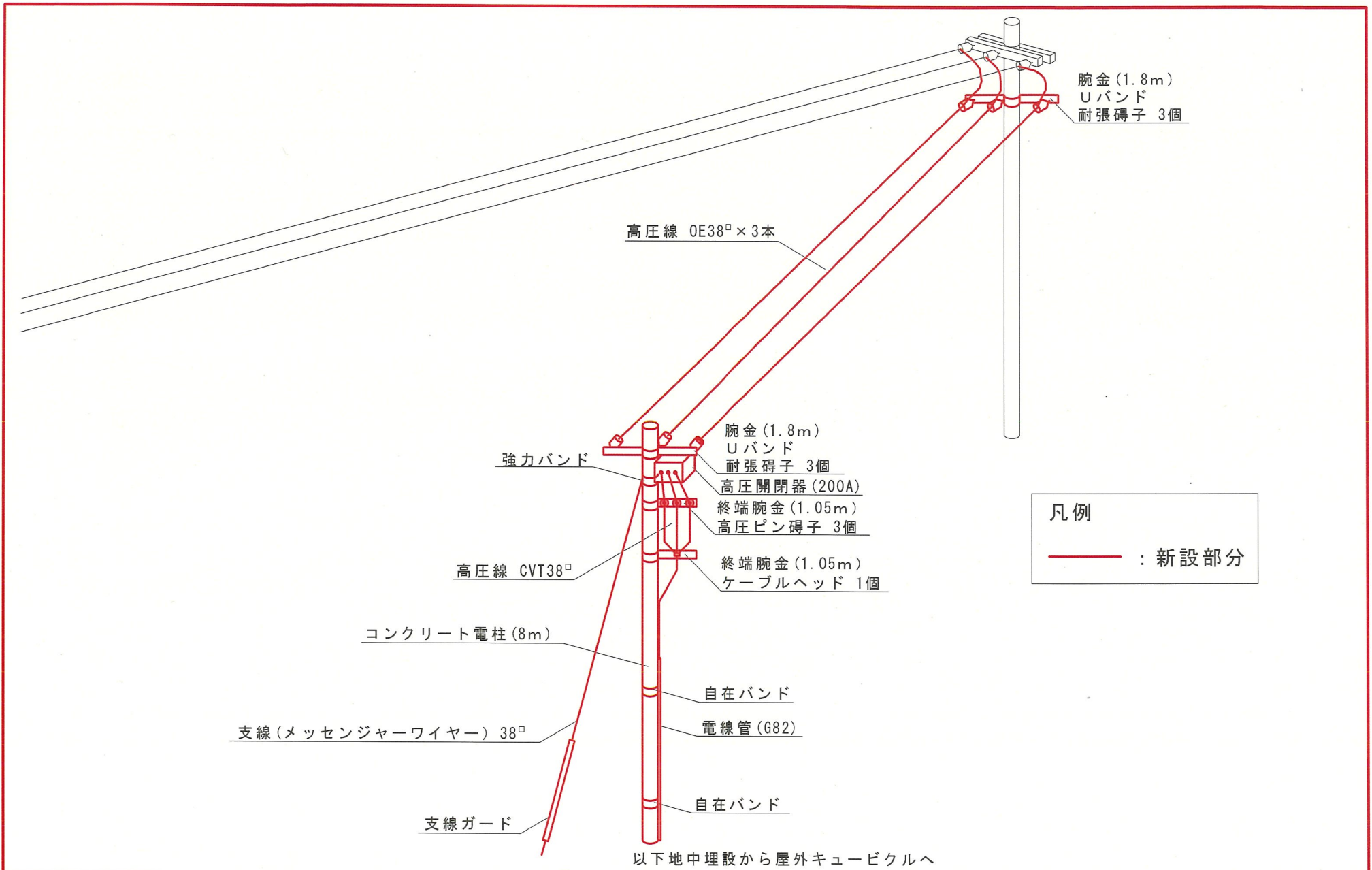
関係者以外不許複製

縮尺 図示

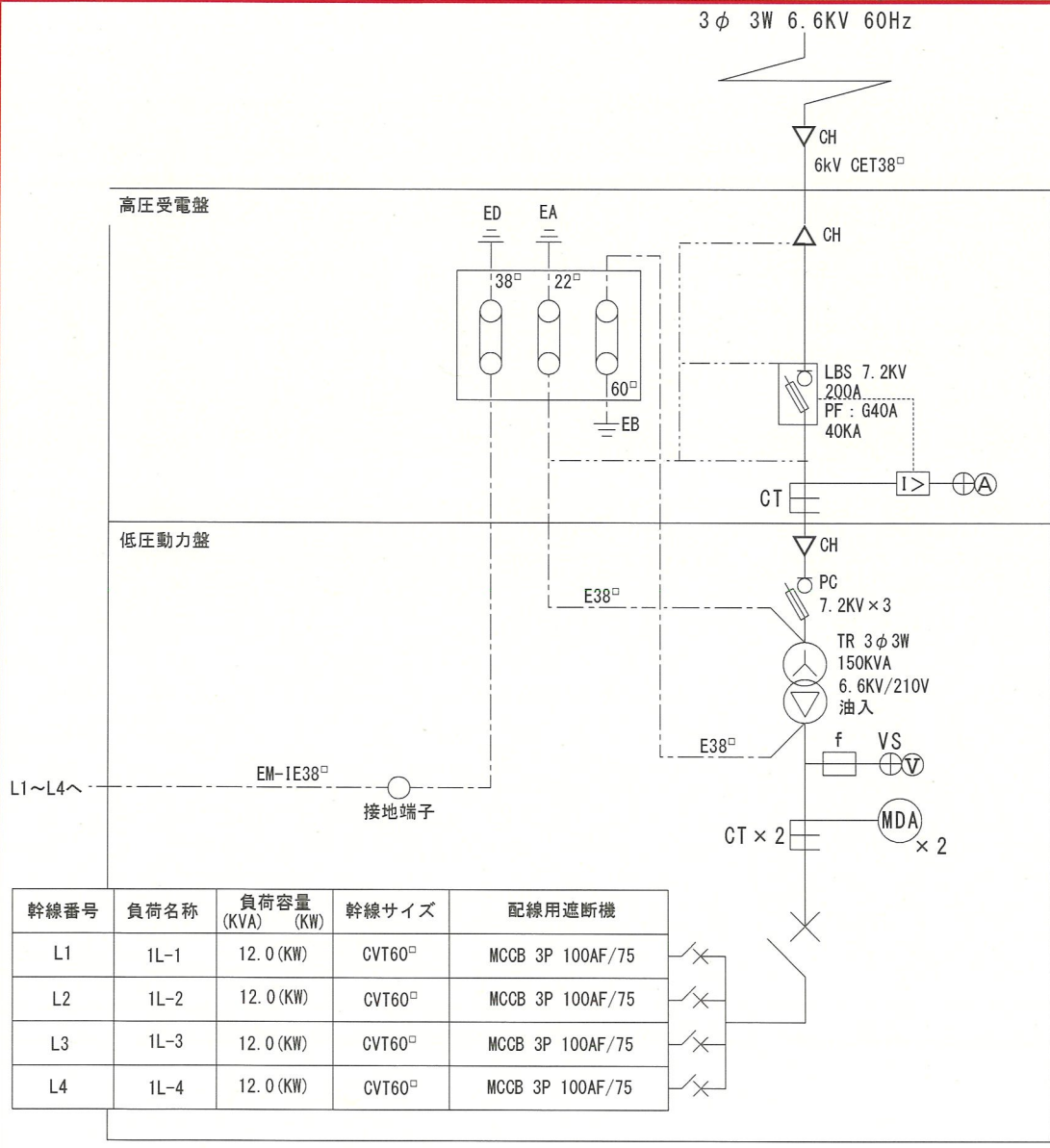
図面番号 4/9



件名 信太山(8) 162号建物空調用電源改修工事	図面名称 162号建物外構図	関係者以外不許複製	縮尺 1/500	図面番号 5/9
------------------------------	-------------------	-----------	-------------	-------------



<p>件名 信太山 (8) 162号建物空調用電源改修工事</p>	<p>図面名称 装柱図</p>	<p>関係者以外不許複製</p>	<p>縮尺 1/50</p>	<p>図面番号 6/9</p>
---------------------------------------	---------------------	------------------	--------------------	---------------------

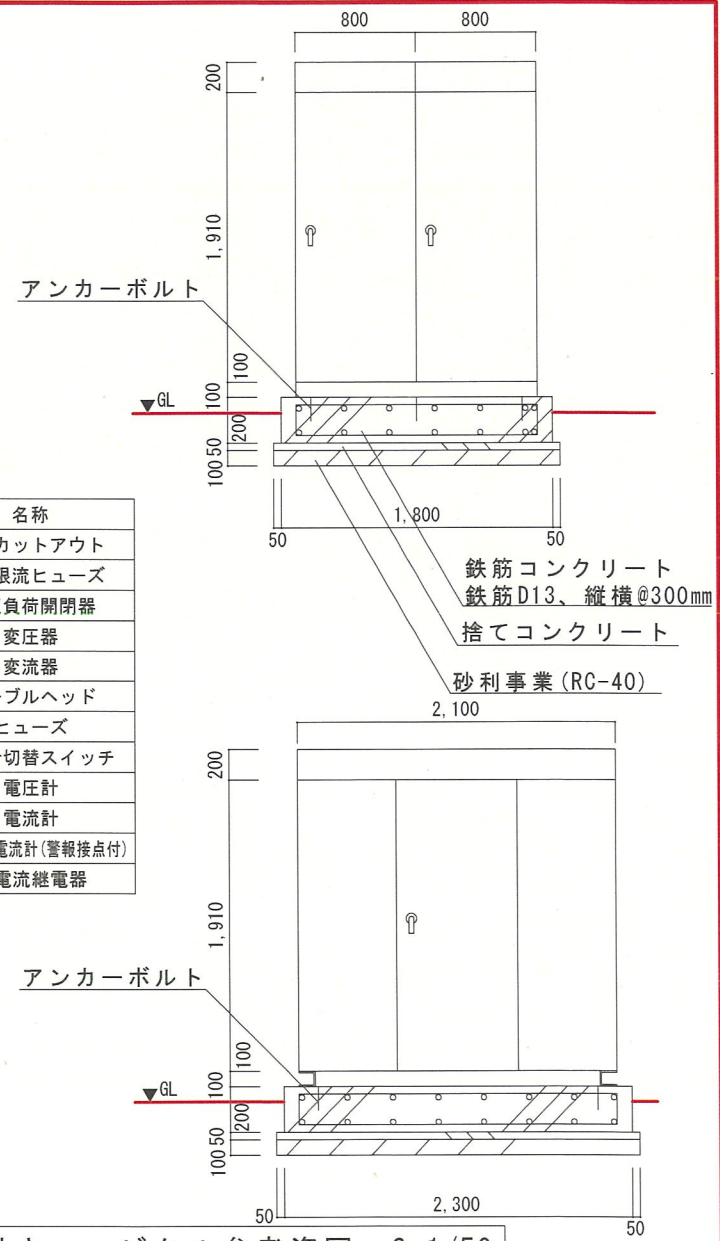


幹線番号	負荷名称	負荷容量 (KVA) (KW)	幹線サイズ	配線用遮断機
L1	1L-1	12.0 (KW)	CVT60 <sup>□</sup>	MCCB 3P 100AF/75
L2	1L-2	12.0 (KW)	CVT60 <sup>□</sup>	MCCB 3P 100AF/75
L3	1L-3	12.0 (KW)	CVT60 <sup>□</sup>	MCCB 3P 100AF/75
L4	1L-4	12.0 (KW)	CVT60 <sup>□</sup>	MCCB 3P 100AF/75

受変電設備単線結線図

凡例

記号	名称
PC	高圧カットアウト
PF	高圧限流ヒューズ
LBS	高圧負荷開閉器
TR	変圧器
CT	変流器
CH	ケーブルヘッド
f	ヒューズ
VS	電圧計切替スイッチ
V	電圧計
A	電流計
MDA	最大需要電流計(警報接点付)
I>	過電流継電器



屋外キュービクル参考姿図 S=1/50

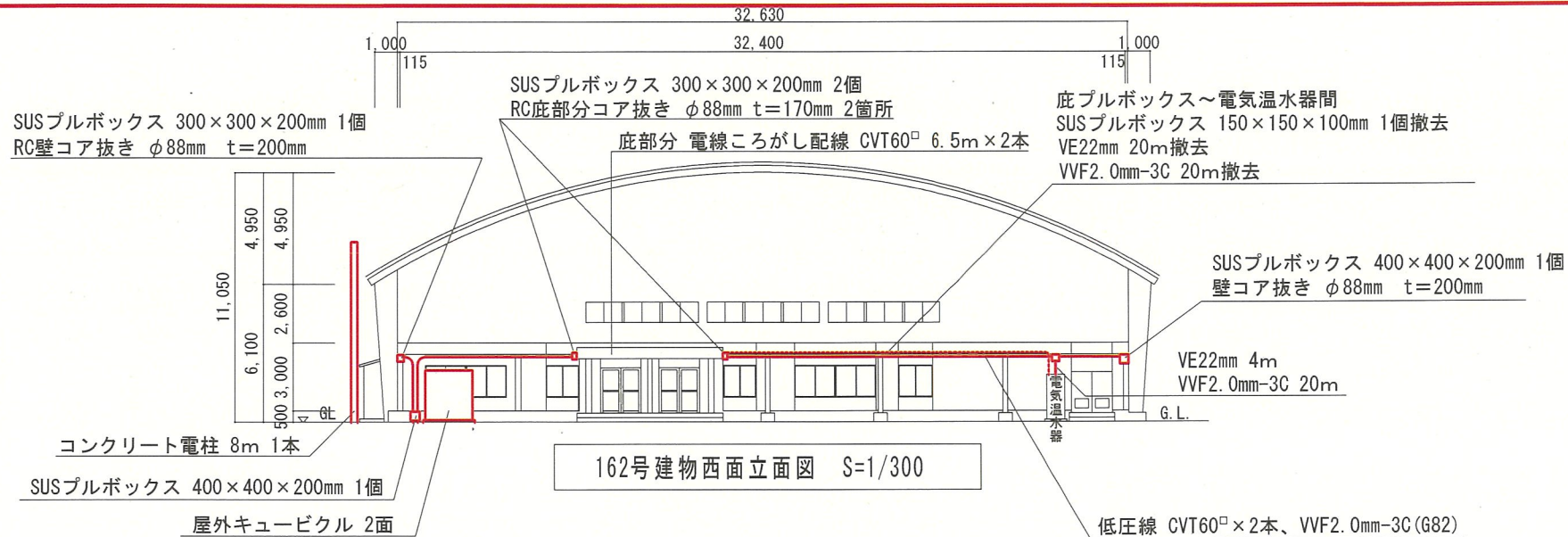
件名 信太山(8)162号建物空調用電源改修工事

図面名称 受変電設備単線結線図・屋外キュービクル参考姿図

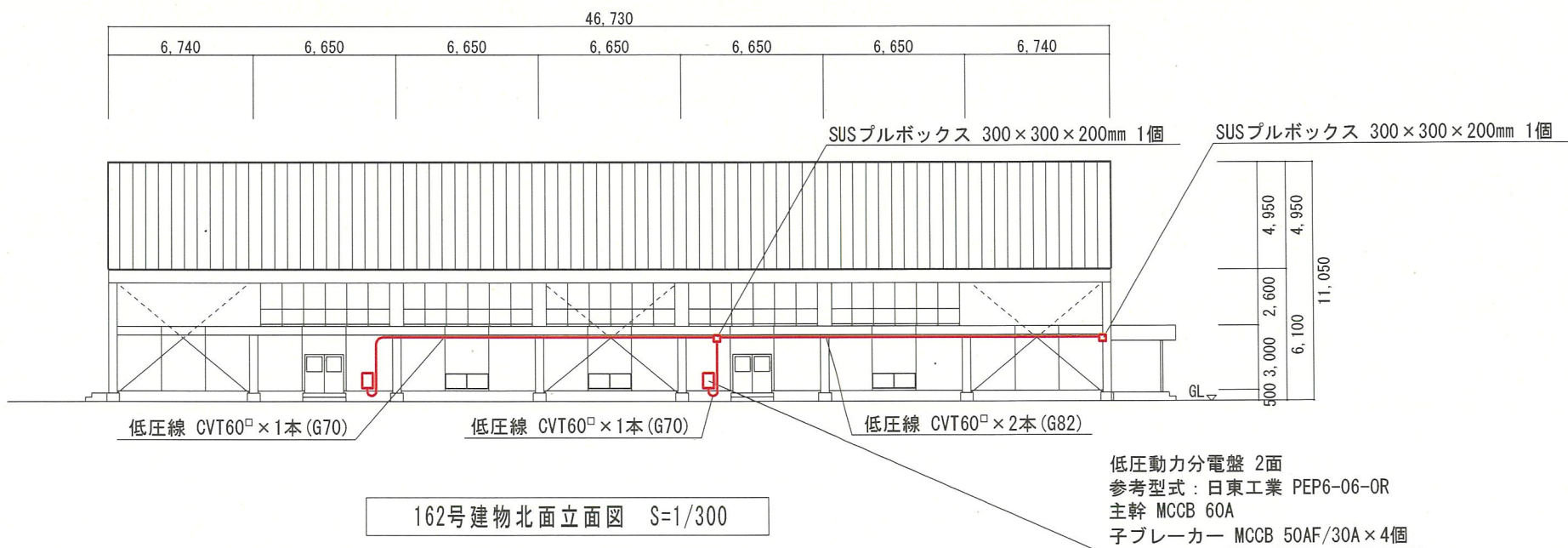
関係者以外不許複製

縮尺 図示

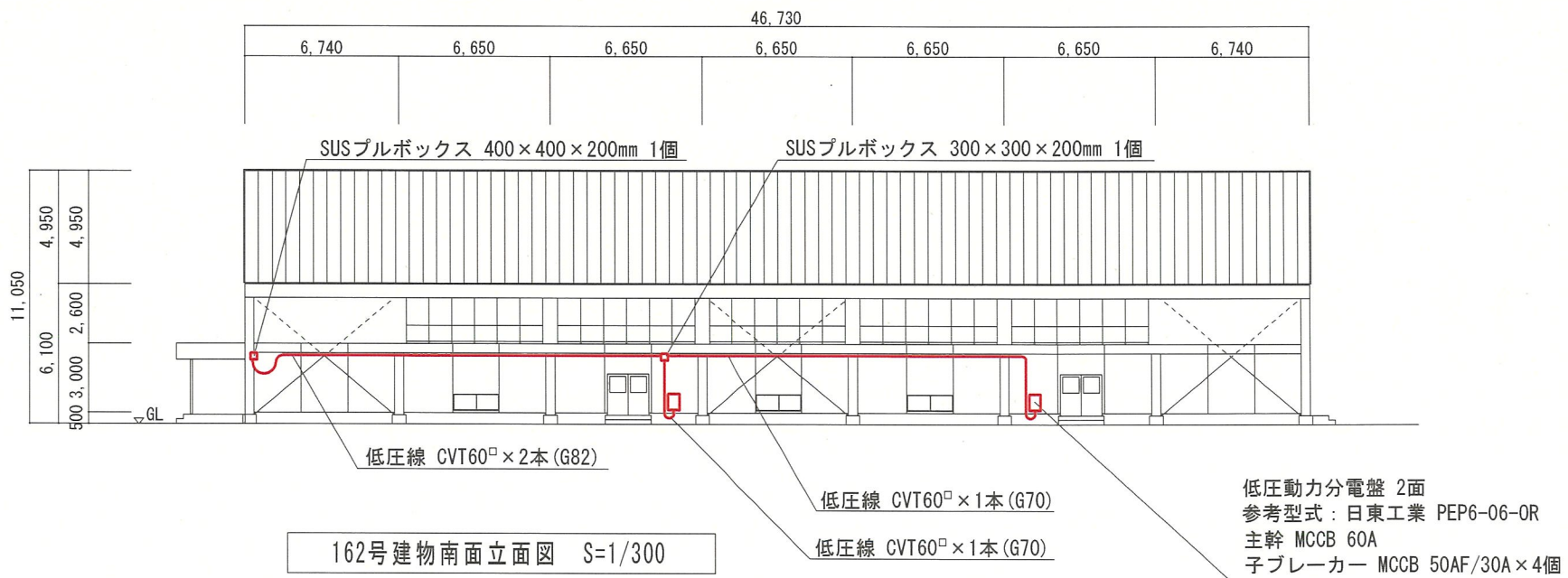
図面番号 7/9



162号建物西面立面図 S=1/300



162号建物北面立面図 S=1/300



件名 信太山（8）162号建物空調用電源改修工事

図面名称 162号建物立面図

関係者以外不許複製

縮尺 図示

図面番号 9/9

数量算出表

工事名称:信太山(8) 162号建物空調用電源改修工事

番号	項目	名称	規格	数量	数量等算出基礎		算出根拠
<b>電気設備工事</b>							
<b>1 配管工事</b>							
(1)	厚鋼電線管	G70		40.00	m	屋外	40m
(2)	厚鋼電線管	G82		93.50	m	屋外	93.5m
(3)	硬質ビニル電線管	VE22		4.00	m	屋外	4m
(4)	波付硬質ポリエチレン管	FEP80	金属製可とう電線管準用	12.00	m	地下埋設	12m
(5)	SUSフルボックス	300×300×200mm		6.00	個	屋外	6個
(6)	SUSフルボックス	400×400×200mm		3.00	個	屋外	3個
<b>2 配線工事</b>							
(1)	600V絶縁ケーブル	VVF2.0mm <sup>2</sup> -3C	管内配線	20.00	m	屋外	20m
(2)	600Vポリエチレンケーブル	CV60mm <sup>2</sup> -3C	管内配線	207.00	m	屋外	220m-13m=207m CV○mm <sup>2</sup> -3C=CVT
(3)	600Vポリエチレンケーブル	CV60mm <sup>2</sup> -3C	ころがし配線	13.00	m	屋外	6.5m×2=13m
(4)	6kVポリエチレンケーブル	CV38mm <sup>2</sup> -3C	管内配線	16.00	m	屋外	16m
<b>3 動力設備工事</b>							
(1)	低圧動力盤	配電盤	主幹ELB3P60A 4回路	4.00	面	屋外	4面
<b>4 接地工事</b>							
(1)	接地工事	A種	銅被覆棒打込 3連 φ14mm	1.00	箇所	屋外	1箇所
(2)	接地工事	B種	銅被覆棒打込 3連 φ14mm	1.00	箇所	屋外	1箇所
(3)	接地工事	D種	銅被覆棒打込 3連 φ14mm	1.00	箇所	屋外	1箇所
<b>5 受変電設備</b>							
(1)	屋外キュービクル			1.00	式	屋外	1式
<b>6 架空線路工事</b>							
(1)	コンクリート柱建柱	8m	人力建込み	1.00	本	電柱	1本
(2)	支線	38m m <sup>2</sup>		1.00	箇所	電柱	1箇所
(3)	終端腕金	1050mm	1200mm準用	2.00	箇所	電柱	2箇所
(4)	腕金	1800mm		2.00	箇所	電柱	2箇所
(5)	電線架設	0E38m m <sup>2</sup>		1.00	条	電柱	1条
(6)	高圧開閉器	3P200A		1.00	台	電柱	1台

数量算出表

工事名称:信太山(8) 162号建物空調用電源改修工事

番号	項目	名称	規格	数量		数量等算出基礎		算出根拠
(7)	がいし	耐張碍子	ピン茶台がいし準用	6.00	個	電柱	6個	
(8)	がいし	高圧ピン碍子	ピン茶台がいし準用	3.00	個	電柱	3個	
<b>7 はつり工事</b>								
(1)	機械はつり	RC壁 φ88 t=200mm		2.00	箇所	屋外	2箇所	
(2)	機械はつり	RC壁 φ88 t=170mm		2.00	箇所	屋外	2箇所	
<b>8 土工事</b>								
(1)	砂利事業	RC-40		0.46	m <sup>3</sup>	屋外	0.46m <sup>3</sup>	
(2)	捨てコンクリート	手練り		0.23	m <sup>3</sup>	屋外	0.23m <sup>3</sup>	
(3)	コンクリート基礎	生コン人力打設		1.25	m <sup>3</sup>	屋外	1.25m <sup>3</sup>	
(4)	コンクリート基礎	鉄筋		50.00	kg	屋外	1m <sup>3</sup> あたり40kg 40kg×1.25m <sup>3</sup> =50kg	
(5)	コンクリート基礎	型枠		2.46	m <sup>2</sup>	屋外	1.8×0.3×2+2.3×0.3×2=2.46m <sup>2</sup>	
(6)	地面掘削	根切り		4.13	m <sup>3</sup>	電柱(1.8×0.25×0.25×3.14)+電線管路(0.5×0.9×5)+基礎(1.9×2.3×0.35)=4.132		
(7)	埋戻し			2.54	m <sup>3</sup>	電柱(1.8×0.25×0.25×3.14-1.8×0.1×0.1×3.14)+電線管路(0.5×0.9×5)=2.54		
<b>9 撤去工事</b>								
(1)	硬質ビニル電線管撤去	VE22		20.00	m	屋内	30面	
(2)	SUSプルボックス	150×150×100mm		1.00	個	屋外	1個	
(3)	600V絶縁ケーブル	VVF2.0mm-3C	管内配線	20.00	m	屋外	20m	
<b>10 その他工事</b>								
(1)	産業廃棄物処分			1.00	式			
(2)	アスベスト調査			1.00	検体			

# 入札参加申込書 (信太山駐屯地)

下記の入札に参加します。

入札件名	信太山(8)162号建物空調用電源改修工事		
入札日時	令和8年7月16日(木) 10:30		
市価調査書提出期限	令和8年6月25日(木) 17:00		
落札決定方式	総額決定		
会社名			担当者名
連絡先	TEL		FAX
入札書受取方法 (いずれかに○)	1. インターネットホームページからダウンロードして受取 2. FAXで受取 (FAX通信記録等印字を消去して入札書として使用) 3. 契約班窓口で受取 (受取時期: 月 日 時頃) 4. 電子メールで受取 (メールアドレス記入欄: )		
入札の方法	当日(立会) ・ 事前(郵送、預入)		

※必ず全省庁統一資格決定通知書(写)を添えてFAX又はメールしてください。

TEL番号:0725-41-0090(内線449 松田宛)

FAX番号:0725-41-9453

e-mail: [ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

入 札 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊信太山駐屯地  
第398会計隊長 大西 隆也 殿

入札金額 ￥

(税別)

件 名： 信太山（8）162号建物空調用電源改修工事  
工 期： 自 契約締結日 至 令和9年3月31日  
          (マニフェストE票提出含む)  
工事場所： 大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

令和8年7月16日

住 所  
社 名  
代表者

印

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

# 市価調査書

分任契約担当官  
陸上自衛隊信太山駐屯地  
第398会計隊長 大西 隆也 殿

1 件 名 等 件 名	単位	数量	金額 (税抜)
信太山 (8) 162号建物空調用電源改修工事	式	1	

2 履 行 内 容 仕様書のとおり

3 工 期 自 契約締結日 至 令和9年3月31日  
(マニフェストE票提出含む)

4 工 事 場 所 大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地

上記のとおり回答します。

年 月 日

住所・名称・代表者

印

※本市価調査書に合わせて随意様式での内訳書の提出をお願い致します。その際、陸上自衛隊仕様書内にある主要材料は品名として内訳書に記載をお願いいたします。  
また、本調査は一般的な市場動向を調査する目的であり、実際の応札価格と同一のものではありません  
※提出期限：令和8年6月25日(木) 17時  
なお、本調査書を提出不可の場合、お手数ですが理由を頂けますようお願いいたします。